

東濃西部看護師等確保修学資金

東濃看護専門学校は、令和7年3月で閉校するため、新入生の募集を終了しました。そこで、令和5年度以降、准看護師の方で、看護師の国家資格取得のために進学する方に向けて、新しい貸付制度を開始します。

「進学者に対する貸付金」



対象：多治見市医師会准看護学校卒業生
土岐医師会准看護学校卒業生
多治見市・土岐市・瑞浪市在住の准看護師
上記のいずれかに該当する方で、2年課程の看護学校に進学した方。
(令和5年4月時点で上記のいずれかに該当していれば、ご利用できます。)

金額：月額45,000円（上限）
区分：授業料、通学費及び住居費に係る費用
期間：当該看護学校の正規の修業年以内

免除要件：卒業後貸付期間に相当する期間、常勤の「正看護師」として多治見市・土岐市・瑞浪市内の病院等で看護師業務に従事した場合、貸付金の返還を免除します。
※ただし、免除を適用させるには、1年以上の勤務を必要とします。

進学者に対する貸付制度 Q&A

- Q 「授業料」に教材費は含まれますか？**
A 含まれません。各学校が定めている「授業料」を対象としています。
- Q 通信制の学校へ進学した場合はどうなりますか？**
A 通信制学校の場合、貸付区分は授業料のみとなります。スクーリングや実習等で通う場合の通学費は対象となりません。
- Q 現在、多治見市で賃貸住宅に住んでいますが、現住所のまま進学した場合、通学費と住居費は認められますか。**
A 「進学のため」に必要な費用を貸付けするため、通学費は認められますが、以前より居住していた住宅の住居費は認められません。
- Q 他の貸付制度と併用はできますか。**
A 可能です。ただし、本貸付制度と他の貸付制度をよく照らし合わせ、判断してください。

(例として) **本制度：**卒業後、多治見市・土岐市・瑞浪市で勤務しないと全額返還が必要
他の貸付制度：卒業後、指定の病院で勤務しないと全額返還が必要
→上記の場合、卒業後の免除要件に、どちらも勤務条件があるため、どちらかの貸付金を返還する必要がある。

本制度は、予算措置の関係上、変更になる場合があります。
令和5年3月には、広域組合ホームページにて詳細を掲載する予定です。